

新郷村地域包括支援センターだより

第41号

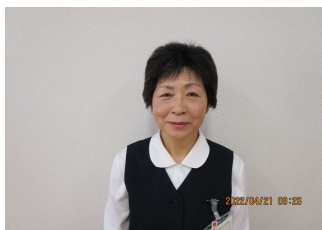
令和4年5月10日発行
新郷村大字戸来
字金ヶ沢坂ノ下17-1
新郷村地域包括支援センター
(電話61-7560)

今回のお知らせ内容



- 地域包括支援センター職員紹介
- 「基本チェックリスト」の提出をお願いします
- 地域包括支援センターについて

～新郷村地域包括支援センター職員の紹介～



沢口 くみ子

地域包括支援センターの
総合的な管理を行います。



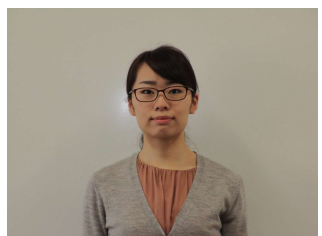
佐藤 伸之

居宅介護支援に関すること
などを担当します。



谷地村 光代

総合相談と権利擁護などを
担当します。



平葭 優花

水中運動教室、福祉用具の
貸し出しなどを担当します。

～介護保険係～



長野 舞子

介護保険料、給付に関する
ことなどを担当します。



岩井 貴子

介護認定事務などを担当
します。



「基本チェックリスト」の提出を

お願いします！

Q.なんのために集めているの？

満65歳以上で、要支援1以上の認定を受けていない方を対象として

「基本チェックリスト」を配布しています。住民の皆さまができるだけ介護を必要とせず、これからも健康で、生きがいをもって生活していただけるよう、回収した内容をもとにして、介護予防教室や、認知症予防教室を行っていきます。



Q.いつまでに出せばいいの？

チェックリストは保健協力員が検診の案内と一緒に配布しました。

4月28日(木)までの期限で回収をお願いしていましたが、期限を過ぎても回収いたしますので記入いただけましたら地域包括支援センター（総合福祉センター内）に直接お持ちください。

ご自身の現在の健康状態を知るためにも

ぜひご活用ください

地域包括支援センターについて

◎地域包括支援センターとは？

お年寄りの方が住み慣れた地域の中で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携しながら、毎日の生活を総合的に支援する機関です。



◎どんなことをしてくれるの？

①さまざまな相談ごとの対応

必要な情報やサービス、関係機関を紹介する等の支援をします。

②在宅介護や健康維持のお手伝い

介護保険制度に関する説明、事業所の紹介、各種手続きへの対応を行います。

介護保険要介護認定において要支援1または要支援2と判定がついた方には介護予防のケアプランを作成します。要介護状態にならないように介護予防教室を開催します。



③権利を守るお手伝い

高齢者虐待防止

被害者の保護救済と問題解決を支援します。

悪徳商法対策

消費者生活センターなどと共同支援を行います。

成年後見制度

家庭裁判所が指定する後見人を通じて、財産管理や
身上監護に関する法律行為を援助する制度の支援を
行います。

④暮らしやすい地域づくりのお手伝い

地域の関係者が連携・協同しながら暮らしやすい地域に
するためさまざまな機関とネットワークを作り調整します。

お気軽にご相談ください！

